個人番号記載後は原則コピー不可

個人番号取得票（浦添市）

No.

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月から「謝礼金」「報酬」「補償金」等の支払いに際し、債権者の個人番号を取得する必要があります。

個人番号を取得する際には「個人番号の確認」と「本人の身元確認」が番号法により義務づけられています。

債権者	ふりがな 氏　　名									記載年月日 令和　　年　　月　　日					
	個人番号 (12桁)														
	住　　所														
	業 務 名														
確認者	課 ・ 係	選挙管理委員会事務局　　選挙係													
	氏　　名														
	確 認 日	令和　　年　　月　　日													
	番号確認 方法 （ひとつ）	1.個人番号カード　　2. 通知カード 3.個人番号記載の住民票　　4.個人番号記載の住民票の写し 5.郵送の場合は1.か2.の写し又は4 6.その他（　　）													
	身元確認 方法 （ひとつ）	1.個人番号カード　　2.個人番号カードの写し 3.運転免許証　　4.人違いでないことが明らかなため不要 5.その他（　　）													

◆注意事項

1. 債権者」の欄は、債権者本人が記載したとしても、番号確認と身元確認は必要。
2. 「写し」で確認する場合、確認後、写しは本人へ返却すること。
3. 「写し」を返却できなかった場合は、本票に添付のうえ保管すること。

◆保管・管理方法

1. 本票は、各課（室）において厳重に管理すること。（保管庫への施錠が必要）
2. 債権者の個人番号は、エクセルやワード等のデータで保有しないこと。
3. 法定調書等の作成が終了し、本票が不要になった時には、本票（カード等の写しがある場合は、その写しも）を確実に廃棄（シュレッター等）すること。

◆債権者本人が、個人番号の記載、又は個人番号カード等の提示を拒否した場合

1. 法の趣旨、個人番号の記載の必要性を説明・説得する。
2. 説得にも応じない場合は、次の事項を記載した「理由書」を法定調書等に添付する。　①　説明・説得した内容、その時間等　　②　本人が拒否する理由等

◆各課の必要に応じ、確認方法欄に他の事例を追加する等の本様式の変更は可。
また、債権者や確認者の情報の入力も可。ただし、個人番号の入力は不可。